して販売した電気の料金（振替供給契約又は接続供給契約に基づくものに限る。）及び電力卸仲介業者に対して販売した電気の料金のうち電源に係る料金並びに一般電気事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金を整理し、卸電気事業者に特定規模電気事業者及び電力卸仲介業者に対して販売した電気の料金のうち電源に係る料金及び事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金を整理する。

一般電気事業者にあつては、卸供給事業者に対して販売した電気（電気事業者以外の者に対する供給の用に供するための電気に限る。）の料金、特定電気事業の用に供する者に対して販売した電気（特定規模電気事業者に対して販売したものを除く。）のうち送電に係る料金を整理し、卸電気事業者にあつては、一般電気事業者に対して販売した電気の料金のうち送電に係る料金を整理する。」

| | | |